

交通事故状況

種別	区分	計	
		5月	本年 昨年
発生件数	57	227	168
死亡者	2	6	6
重傷者	5	20	19
軽傷者	59	246	193

発行 山口市役所
編集 企画部広報課
印刷 (株)丸二商行



成功させよう

61全国高校総体

あと47日

開会まで、あとわずか47日に迫った高校総体。全国から集まる選手には、最高のコンディションで試合に臨んでもらうとともに、山口での良き思い出を作ってもらいたいものです。

6月3日、選手や役員などの食べる「総体弁当」(昼食用)の標準献立講習会が中央公民館で開かれ、食中毒の予防などについて14の弁当調整業者が講習を受けました(写真)。

また、6月12日・13日には宿泊施設を対象に、朝食・夕食の標準献立講習会も開かれ、高校総体本番に向け準備も着々と進んでいます。

7月6日はまず投票 衆参両院議員の選挙 最高裁裁判官の国民審査も



昭和58年に行われた衆議院選挙の投票風景。投票に際しては投票用紙と記載方法を確認し投票が無効にならないようにしましょう

六月二日解散の衆議院議員総選挙と任期満了の参議院議員通常選挙の投票は、七月六日に行われます。

私たちの暮らしをいろいろな面で支えている政治は、あなたの一票で選ばれた代表者によって行われます。あなたの一票は、私たち一人ひとりの毎日の暮らしをよりよくするための最大の意志表示ともいえます。

「めんどうくさい」とか「わからない」とかいつて棄権するのは、自分の意思表示を放棄したものといえましょう。

「〇〇さんに頼まれたから」などと簡単に考えずに、テレビや選挙公報などで候補者の政見・抱負などをよく考えて投票しましょう。

投票できる人

投票できる人は、次のようになります。

◇年齢 昭和四十一年七月七日までに生まれた人。

◇居住要件

このたびの選挙は、今年三月二十日までに転入の届け出をし、山口市の住民基本台帳に登録され、引き続き現在も市内に住んでいる人。

三月二十一日以後に山口市に転入の届け出をした人は、山口市では投票することができませんが、前住所地の選挙人名簿に登録されておれば、前住所地で投票できます。(わざわざ遠方に行かれるのも大変なことです。この場合、不在者投票制度をご利用になればよいわけです。手続きの方法は、早目に山口市選挙管理委員会事務局へおたずねください)

投票には

入場券を忘れずに

このたびの投票所入場券は、有権者一人一枚あて郵便でお届けしますので、切り離さずにそのまま投票当日お持ちください。入場券をなくした場合には、投票所の係員へお申し出ください。



投票の順序と投票用紙

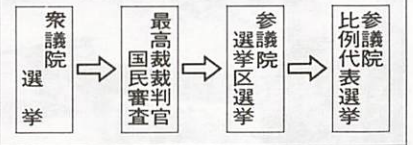
◎投票の順序

- ① まず衆議院選挙と最高裁判所裁判官国民審査の投票
- ② つぎに参議院選挙区選挙の投票
- ③ 続いて参議院比例代表選挙の投票

◎投票用紙

それぞれの選挙、国民審査の投票用紙は、次のように色分けされています。

- 衆議院選挙＝水色
- 最高裁国民審査＝うぐいす色
- 参議院選挙区選挙＝薄黄色
- 参議院比例代表選挙＝白色



投票所は

よく確かめて

投票所は、お届けする入場券をよく確かめてください。

最近、市内転居をされた人の投票所は、次のようになります。

◇六月十日までに市内転居の届け出をされた人は、新住所の投票所で投票できますが六月十一日以後に市内転居の届け出をされた人は、もとの

不在者投票

投票は、投票の当日に有権者が直接投票所に向いて行うことが原則ですが、当日に仕事や入院など法に定められたやむを得ない理由で投票所に行けない人は、投票日の前に投票できる制度があり、不在者投票といわれています。

このたびは、参議院選挙については六月十八日から、衆議院選挙については六月二十一日から、最高裁国民審査については

投票用紙への記載

まちがわずに

衆議院選挙と参議院選挙区選挙の投票用紙には候補者の個人名を記入し、参議院比例代表選挙の投票用紙には政党の名称(または略称)を記入します。

衆議院選挙と参議院選挙区選挙の投票用紙には候補者の個人名を記入し、参議院比例代表選挙の投票用紙には政党の名称(または略称)を記入します。

六月二十八日から、それぞれ七月五日までの間、市役所と最寄りの出張所で受け付けています。

市役所 午前八時三十分から午後五時まで

(土曜日の午後・日曜日も受け付けをしています)

出張所 勤務時間中のみ
不在者投票をされる場合は、投票所入場券と印鑑をお持ちください。手続きは早めに済ませましょう。

この他に、指定を受けた病院や老人ホームなどに入院・入所している人も不在者投票ができます。

七月五日からヘルメットの着用が義務づけられました。ヘルメットを着用していないときは、罰則はありませんが、行政処分点数一点が付されます。生命を守るため、必ずヘルメットを着用しましょう。



原付運転者の皆さんへ

七月七日から調査員が事業所を訪問し調査票への記入をお願いいたしますので、調査にご協力ください。



7月1日
事業所
統計調査

(3)

ます。市内や市の近くで指定を受けている病院や施設は次のとおりです。

国立湯田温泉病院・山口赤十字病院・済生会病院・山口病院・吉南病院・仁保病院 佐々木外科病院・若宮病院・柴田病院・県立中央病院・小郡第一病院 阿知須共

開票

立病院・阿知須同仁病院 福寿園・梅光苑 サンライフ日吉台
翌日開票で七月七日の午前八時から山口県体育館(中園町)で行います。

選挙公報・政見放送

候補者の政見・抱負などが記載されている公報は、六月下旬ごろ各家庭にお届けします。また、テレビ・ラジオでは、各候補者の政見および経歴の放

送が行われます。

問い合わせ

投票や選挙権などについての問い合わせは、山口市選挙管理委員会事務局(市役所一階 22-4111)へ

市水防・防災計画を策定

河川の危険箇所22か所を指定

五月二十八日市役所大会議室で市水防協議会と市防災会議の合同会議が開催され、今年度の水防計画と地域防災計画が策定されました。

福岡管区気象台の予報によると、今年の梅雨前線の活動は南北の振動が大きく、六月の後半を中心に大雨の恐れもあるとのこと、油断は禁物です。

危険ため池 17か所を新規指定

合同会議で指定した危険箇所は、次のとおりです。付近の人は十分ご注意ください。

危険箇所

(太字は新規指定)

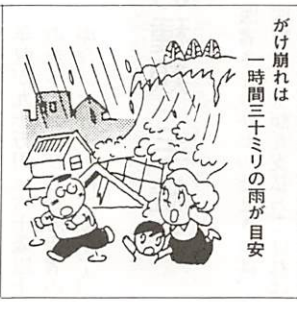
河川

- 榎野川 黒石橋(市道北河内二号線) 上流端(仁保)
- 浅地川 仁保市橋(国道三七六号) 上流六百(仁保)
- 仁保川 水上橋上流六百(大内) 石田用水堰(仁保)

- 高井用水堰 永上橋(大内)
- 間田川 面坊橋下流千(大内)
- 油川 榎野川合流点 江良川合流点(大殿)
- 錦川 五十鈴川合流点下流五百五十(白石)
- 吉敷川 吉敷大橋 四の宮(吉敷)
- 木崎川 国道九号バイパス 良城小学校(吉敷)
- 法満寺川 国道九号バイパス 上流百(大蔵)
- 三作川 市道高井三作線交点 下流六百(大蔵)
- 九田川 市道神郷一号線交点 上流千六百(平川)
- 榎野川 百間橋上流千百(名田島)
- 南若川 銚銭司境 百々谷川合流点(陶) 大蔵橋 陶境(銚銭司)
- 金毛川 四辻橋上流七百(銚銭司)
- 南若川 薬師橋 新栄橋(名田島)
- 長沢川 西山橋下流九百(大内)

- 千見折川 河内川合流点上流千四百(嘉川)
- 中川 嘉川漁港上流六百(二千百(嘉川))
- 今津川 幸之江川合流点上流三百(嘉川)
- 幸之江川 今津川合流点下流八百(嘉川)
- 美濃ヶ浜海岸 狼峠 岩屋(山口東港)(秋穂一島)
- 岩屋 柴崎(秋穂一島)
- 長浜海岸 新橋西千(秋穂二島)
- 南前海岸 惣栄橋西百三十(秋穂二島)
- 小島海岸 小島(秋穂二島)
- 大江海岸 幸崎(秋穂二島)
- 二島海岸 新栄橋 小島(秋穂二島)
- 昭和開作海岸 新栄橋 百間橋(名田島)
- 相原海岸 嘉川漁協西八百(嘉川)
- 北の江海岸 唐樋樋門 幸之江川河口(嘉川)

- 山口漁港 長浜西海岸(秋穂二島)
- 仁保 鷲ヶ巣 女頭 小鯖 平佐南 サエンガ浴 宮野 城山 本浴 初瀬 吉敷 伊 梶大堤 平川 正慶中 明神 新 明神下 御伊勢 友輪 大堤 堤ヶ迫 御伊勢 整理 大津池 昭和池 秋穂二島 荒牧池 南大江池 嘉川 下 堤 新堤 椎立 鮎ヶ浴 佐山 河原谷
- 急傾斜地
- 仁保上山など百二十七か所
- 山地災害
- 仁保坂など九十九か所
- 土石流発生
- 堂ヶ迫川など九十八か所
- 地すべり
- 御堀など五か所



ねたきり老人等の入浴サービス 移送(送り迎え)を開始

ねたきり老人等の福祉施策として、次のような制度を設けていますので、ご活用ください。

ねたきり老人等入浴サービス(移送つき)事業

この事業は、家庭で入浴できないねたきり老人等を、ねたままの状態ですぐ移送と入浴サービスを行うもので、温泉ホーム日吉台と梅光苑に業務を委託します。利用者負担金は一回五百円。家族の方に一人同乗していただきます。

寝具乾燥事業

ねたきり老人やひとり暮らし老人等が日常生活に使用する布団等の寝具を丸洗い、乾燥するもので、低所得世帯が対象となります。



入浴サービスに一役を担う移送車

詳しくは、市福祉課第一係(☎22-4111内線2002)へ

今月の 市県民 税第1期 納税納付 国民健康保険料第1期

みんなのほけん



病気になったり、けがをしたときに、お金がなくてお医者さんにかかれないうつということがあるように、日ごろからそれぞれの収入に応じてお金を出し合い、お互いに助け合っていくという趣旨から生まれた医療保険制度のひとつが、「国民健康保険」(略して「国保」)です。また、「退職者医療制度」も国保に含まれます。

国保のしくみ

皆さんが病気やけがでお医者さんにかかったときに窓口で支払っているのは、実際の医療費の三割(退職被保険者の本人および被扶養者の入院の場合は二割)です。

そして、残りの七割(退職者は八割)は、皆さんが納めた保険料と国の補助金(退職者は各被用保険の拠出金)などで、市がお医者さんに支払っています。これを図でみると、下図のようになります。

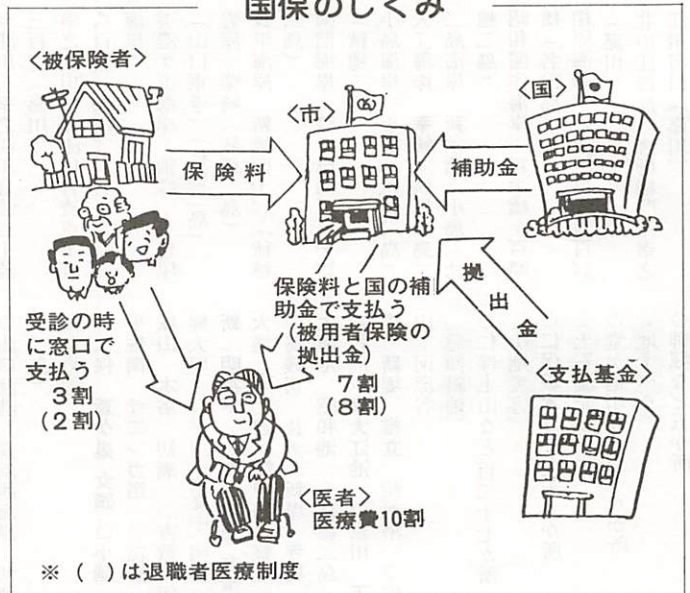
国保の被保険者

■一般被保険者
農業や商業などの自営業者や無職の人などで、健康保険などの被用者保険に加入していない人。

■退職被保険者
老人保健の適用を受けていない国保の加入者で、厚生年金など被用者年金制度の老齢(退職)年金を受けている人、および年金保険の被保険者の期間(通算老齢年金の場合は合算)が二十年以上ある人、または被用者年金制度に四十歳以後十年以上加入し通算老齢(退職)年金の支給を受けている人。

退職者医療制度に加入するのは、これらの年金の受給権が発生した日からです。

国保のしくみ



なお、現在国保に加入している人でも、次のような人は社会保険等の扶養家族としての資格がありますので、保険者で申請手続きをしてください。

○主として被保険者本人の収入で生計を維持している人で、年収が九十万円(六十歳以上の高齢者および心身障害者の場合は百五十万円)未満の人。

国保による給付の種類と手続き

お医者さんにかかるとき

病気やけがでお医者さんにかかる時被保険者証を提出すれば、一部負担金・医療費の三割(退職被保険者本人とその被扶養者の入院は二割)を支払えば診療が受けられます。しかし、被保険者証を提出しなかったり、国保のきかないお

医者さんにかかったときには、医療費の全額を支払わなければならないかもしれません。このような場合でも、旅行先での急病など緊急その他やむをえない理由があったと認められるときには後日、療養費として支払った医療費(保険対象分)から一部負担金を差し引いた額の給付を受けることができます。このほか、医師が必要と認め

昭和61年度 国民健康保険特別会計

国保の会計は、みなさんの納めている保険料と国の補助金などで独自にまかなうことになっており、一般会計とは別の特別会計です。昭和六十一年度の国保特別会計の予算(五月二十六日の補正後)は、左表のとおりです。

入		出	
歳	千円	歳	千円
一般分	1,543,852	一般分	2,120,093
退職分	327,649	退職分	689,690
小計	1,871,501	小計	2,809,783
国庫支出金	1,972,499	老人保健	1,257,758
養費	360,586	人出	
金の入	281,449	保健施設費	22,798
療交の他		総務費	157,879
そ収		その他	237,817
合計	4,486,035	合計	4,486,035

(注) 療養交付金とは、退職被保険者にかかる各被用者保険からの拠出金をいいます。

あなたの保険料が国民健康保険を支えます

一般被保険者の保険料は、基本的には市民の皆さんの医療費に応じてきます。具体的には、一年間の医療費がどのくらいになるかを予測し、それから一部負担金(医療費の三割分)と国の補助金などを差し引いた額が、全体の保険料となります。そして、このようにして出た保険料の総額から保険料率を算出し、これによって一般被保険者の保険料の額がきまります。なお、退職被保険者の保険料の額も、一般被保険者の保険料率と同じ率によってきまります。

61年度の保険料
昭和六十一年度の保険料は、次の保険料率(左上表)によって計算します。なお、今年度の保険料率は昨年度と同じ率ですが、保険料の最高限度額は三十七万円(昨年

線路に入らない運動 6月5日~24日までの20日間、線路に入らない運動を実施中です。子供さんは、絶対に線路内に立ち入らないでください。線路内で遊んでいる子供を見かけたら、すぐに注意してください。

(5)

給付を受けるための手続き

給付の種類	給付を受けられるとき	手続きに必要なもの	条件
療養費	被保険者証を提出しないで医者にかかったとき	領収書 診療報酬明細書	やむをえなかった場合
	国保のきかない医者にかかったとき		
	付き添い看護人を雇ったとき	医師の証明書 領収書	基準看護以外の病院 事前に市の承認をうけた場合
	コルセットなどをつくったとき	医師の証明書 領収証 請求書	医師が治療上必要と認めた場合
	はり・きゅう・あんま・マッサージ・指圧の施術を受けたとき	医師の証明書 領収書	事前に市の承認を受けた場合
特例療養費	退職被保険者証を提出しないで医者にかかったとき	領収証 診療報酬明細証	やむをえなかった場合
	高額療養費	高額の一部負担金を支払ったとき(具体的には本文を参照)	1月(1日~月末)ごとの領収書
助産費	子供が生まれたとき	母子健康手帳	
葬祭費	死亡されたとき	死亡を証明する書類	
第三者行為	交通事故でけがをしたとき	事故証明書、事故発生状況報告書、支払誓約書など	事前に市への届出をした場合
はり・きゅう施設利用補助	はり・きゅうの施設を利用したいとき	被保険者証と印鑑を持って各施設へ	国保の指定する施設 1日1回、1月10回以内

(注) 手続きには、いずれの場合も、被保険者証と印かんが必要です。また、口座払いとなるため、口座番号(世帯主の)を控えておいてください。詳しくは市保険年金課へ

こくけんこう

た次のような場合にも、療養費の給付を受けることができます。

- 治療用器具をつくったとき
- はり・きゅう・あんま・マッサージ・指圧を受けたとき
- (市の事前承認があるもの)
- 基準看護以外の病院に入院して、病院外から看護人を雇ったとき
- 重病人を移送するとき

高額医療費を払ったとき

被保険者がお医者さんの窓口で支払った一部負担金が、一定の額をこえたときには、高額療養費として、そのこえた額の払い戻しを受けることができます。

一定の額および払い戻される額とは――

- ① 被保険者一人当たりの一部負担金が、同一の月に同一の病院において五万四千円(市民税非課税世帯の場合は三万円)をこえたときは、そのこえた額
- ② 同一の世帯において、同一の月に二人以上がそれぞれ三万円(市民税非課税世帯の場合は二万一千円)以上的一部負担金を支払ったときは、その一部負担金を合算して五万四千円(市民税非課税世帯の場合は三万円)をこえた額
- ③ 同一の世帯において、直近の十二か月の間に、前記①・②

による高額療養費の支給を受けた回数が四回以上になったときは、その四回目から三万円(市民税非課税世帯の場合は二万一千円)をこえた額

- ④ 長期間にわたり高額医療費がかかる血友病など厚生大臣が指定した疾病で、同一の月に一万円をこえる一部負担金を支払ったときは、そのこえた額

出産したとき

被保険者が出産したときは、助産費として十三万円、育児手当として六千円の支給を受けることができます。

ただし、他の保険喪失後国保に加入した場合で、加入後六か月以内の出産のときには支給されませんので、国保加入前の保険者へ申請してください。

第三者行為

交通事故でけがをしたときなど第三者から傷害を受けた場合、その治療費は当然加害者が負担すべきもので、被保険者としての診療は受けられません。しかし、このようなときでも、事前に市に届け出れば、被保険者としての治療を受けることができます。

死亡したとき

被保険者が死亡したとき、その葬儀を行った人は、葬祭費として四万円の支給を受けることができます。

出産したとき

被保険者が出産したときは、助産費として十三万円、育児手当として六千円の支給を受けることができます。

61年度 国民健康保険料 納期一覧

期別	納期限
第1期	昭和61年 6月30日
第2期	7月31日
第3期	9月1日
第4期	9月30日
第5期	10月31日
第6期	12月1日
第7期	昭和62年 1月5日
第8期	1月31日
第9期	2月28日
第10期	3月31日

納付組織は、婦人会や町内

保険料の納付方法には、口座振替や納期ごとに金融機関で納付する自主納付などありますが、市では納付組織を通じての納付をお勧めしています。

納付組織で

これは、病気などの都合で保険料を納付に行けない世帯を中心に推進員が訪問し、その収納をするものです。訪問を希望される人は、市納税課(☎22-4111)へご連絡ください。なお、病気や事故などにより一時的に保険料の納付が困難なときは、市納税課にご相談ください。

保険料は

- ①所得割 (前年中の総所得金額-26万円) × $\frac{7.4}{100}$
- ②資産割 61年度の固定資産税額(土地・家屋分) × $\frac{38}{100}$
- ③均等割 被保険者1人につき 15,600円
- ④均等割 1世帯につき 20,600円

年間の保険料 = ①+②+③+④

度は三十五万円)に引き上げられています。



また、今年度から市内の一部(大殿・白石・湯田・宮野・大内・吉敷・大歳・平川地区)で国民健康保険推進員制度を設けました。

これは、病気などの都合で保険料を納付に行けない世帯を中心に推進員が訪問し、その収納をするものです。訪問を希望される人は、市納税課(☎22-4111)へご連絡ください。なお、病気や事故などにより一時的に保険料の納付が困難なときは、市納税課にご相談ください。

会により保険料をとりまとめもらうもので、現在市内に三百四十一あります。地域内の交流にもつながる納付組織へ加入し、滞納者のないようご協力をお願いします。

こんなときには届け出を！

届け出をしなければならない場合	持参するもの
他の市町村から転入したとき	印かん、一部転入で世帯に保険証がある場合は保険証
職場等の健康保険をやめたとき	印かん、職場の健保をやめた証明書、退職被保険者の該当者は年金証書(交付を受けた時)一部加入で世帯に保険証がある場合は保険証
生活保護法の適用を受けなくなったとき	印かん、保護廃止通知書
子供が生まれたとき	印かん、母子健康手帳、保険証
他の市町村へ転出するとき	印かん、保険証
職場の健康保険に入ったとき	印かん、国保と健保の保険証、扶養認定年月日の証明書
生活保護法の適用を受けたとき	印かん、保険証、保護決定通知書
死亡したとき	印かん、保険証、死亡診断書
住所や氏名に変更があったとき	印かん、保険証
世帯主が変わったとき	印かん、保険証
被保険者証の検認や更新のとき	保険証
高額療養費の支給をうけるとき	印かん、保険証、領収書
他人の行為によって起きた事故のとき	保険証、事故証明書

※届け出は、いずれも市保険年金課または出張所へ

はり・きゅう施設の利用補助

国保の指定する施設で、はり、きゅうを受ける場合には、次の利用補助があります。
はり、きゅうのいずれか一方を受けたときは五百五十円、両方とも受けたときは六百五十円を補助します。ただし、一日一回、一か月に十回以内に限りま



保険年金課の窓口は、市民課右側の4～6番です

じょうずな

診療のうけ方

■急病でない限り、診療時間内にみてもらおう。

■かかりつけのお医者さんを選び、同じ病気で転々としな

■みてもらうときは、要領よく症状を説明する。

■お医者さんを信頼し、むやみに治療方針に口をはさまない。

■被保険者証は、必ず持参する。

自分の健康管理は自分自身で

外来人間ドック

成人病予防対策のひとつに、「外来人間ドック」があります。これは、四十歳以上の被保険者を対象に、検査費用の割の自己負担(およそ三千円)で、健康診断のための検査が受けられるというものです。ただし、一人年一回に限りま

健康優良家庭を表彰

市保険年金課では、皆さんにもっと自分の健康に関心をもってもらおうと、今年度から健康優良家庭の表彰を始めます。これは、受診状況などから健康維持に努力されていると思われる家庭に贈られるものです。日ごろから自分の健康に関心をもち、その維持には自分自身で努めま

お年寄りの医療は 老人保健で受診を

給付開始と手続き

七十歳以上の人と六十五歳から六十九歳までの寝たきり状態の人はすべて、加入している医療保険(国民健康保険や職場の健康保険など)の種類に関係なく、老人保健法の適用を受けることになっていま

適用を受けると、お医者さんにかかったときの医療費(一部負担金を除く)は、老人保健から給付されます。

ただし、この老人保健の給付も医療保険に加入していることが前提で、老人保健では給付されない葬祭費や傷病手当金などは、加入している医療保険から給付されます。

■寝たきり状態の人
○六十五歳以前から寝たきりの人は、六十五歳になる誕生日の翌月(誕生日が月の初日の場合はその月)から医療の給

■七十歳以上の入
七十歳になる誕生日の翌月(誕生日が月の初日の場合はその月)から、老人保健の医療給付が受けられます。

(手続き)七十歳の誕生日にしてください。手続きには、印かんと被保険者証が必要で

新年金制度シリーズ⑤ 年金保険料の申請免除制度

満額年金の確保は 40年間のマラソンです

年金の最低受給権は、原則として、二十五年間保険料を納付(免除を含む)し続けて始めて確保することができま

新制度では、満額年金を受給しようとするれば、四十年間欠かさず保険料を納付することが必要です。

例えていえば、四十年間のマラソンです。心臓破りの坂道でスピードが落ちてても、休まず棄権せずがんばってこそゴールインできます。

わずかな期間の保険料でも納付できないからと未納のまままで放置しておく、受け取る年金額が少なくなり、未納がたび重なるとう年金受給権そのものを失ったり、万一のときに遺族・障害基礎年金を受給できないこともありま

納付が困難なときは 保険料の免除申請を

一時的に保険料の納付が困難になった人のために、申請免除制度があります。免除の申請をすることは、マラソンに例えることと同じです。免除の申請をしても、厳しい所得制限にパスしなければ免除の承認はされま

その基準になるのは前年中の所得ですが、今年になって離職したり、収入の激減、交通事故、病気、債務など事情によっては承認されますので、遠慮なく市保険年金課へご相談ください。

なお、免除期間は受給資格に通算されます。受給するときの年金額は、免除のままで三分の一、追納すれば通常の年金額が受給できます。

新制度では保険料の追納方法が変わりました

いままでの年金制度では、免除期間の保険料を追納するとき、十年以内なら免除当時の保険料額でした。

しかし、新制度では、免除当時の保険料額に利息相当分の額を加算したものを追納することになりました。その率は次の表のとおりで、毎年、追納額は告示されます。

二年を経過した日	○・〇五五
四年を経過した日	○・一三三
五年を経過した日	○・一七四
六年を経過した日	○・二二九
七年を経過した日	○・三〇七
八年を経過した日	○・三七九
九年を経過した日	○・四五五
十年を経過した日	○・五三五

この加算をして追納するのは、新制度発足の昭和六十一年度分からは、従来どおりの免除期間については、従来どおり免除当時の保険料額で追納できます。

(7)

簡易保険・年金資金

写真コンクール作品募集

- テーマ 簡易保険・年金資金でつくられた施設および簡易保険・年金加入者施設を題材としたもの。
- 応募期間 7月31日まで
- 応募区分 作品の大きさ 小・中学生の部、キャビネ(カラー・白黒) 一般の部 四ツ切(カラー・白黒) またはカラースライド(35ミリ以上)
- 作品の応募先・問い合わせ 山口郵便局保険課(☎22-1000)へ

火薬類取扱保安責任者試験

- 日時・場所 8月1日午前10時～正午、徳山大学(徳山市大字久米)
- 願書の受付期間 6月30日まで(当日消印有効)
- 受験手数料 3,800円(県収入証紙による)
- 受験願書等の請求先・問合先 県商工労働部工業課工務係(☎22-3111)

特別展「THE NINE デザインナウ 9人のクリエイターたち」

- 会期 6月27日(金)～7月27日(日)(休館日毎週月曜日)
- 会場 県立美術館
- 入場料 一般700円(600円) 高・大生500円(400円)、小・中生300円(200円) ()内は団体20人以上の割引料金

速達取扱地域が拡大

小包配達スピードアップ

これまで、市内で速達が配達されない地域がありましたが、宮野上金山地域(通称21世紀の森)を除く全地域が速達取扱いとなりました。小包についても、郵便局に到着したときから翌日扱いとしていただき、できる限り当日中にお届けできないようにいたしました。また、当日で持ち戻りとなった小包を夕方(局出発午後6時)で再度配達することになりました。

付が受けられます。(手続き)六十五歳の誕生日にしてください。手続きには、障害の程度を証明するものと印かん、被保険者証が必要です。○六十五歳から六十九歳までの間に寝たきりになった人は、その認定を受けた月(認定日が月の初日の場合はその月)から医療の給付が受けられます。(手続き)寝たきりの認定を

児童手当制度が 変わりました

児童手当は、児童を養育する人の家庭生活の安定と児童の健全育成などを目的に支給されるもので、六月一日から支給資格などが変わりました。■支給資格 十八歳未満の児童を二人以上(うち一人以上が義務教育就学前の児童)養育している人で、前々年または前年の収入が一定の額に満たないこと。■経過措置 制度の急変を緩和するため、昭和六十二年三月三十一日までの支給資格は、次のとおりとなります。《第二子分》昭和五十九年六月二日以降に生まれた幼児を

含む二人以上の児童を養育している人。《第三子分》従来どおり、義務教育終了前の児童を含む三人以上の児童を養育している人。■支給額 二人目の児童については月額二千五百円、三人目以上の児童については月額五千円。■手続き 六月一日以降新たに受給対象となった人は、至急手続きをしてくださいます。六月三十日までに手続きをすると六月分から支給されます。なお、申請は市保険年金課または出張所へ。ただし、公務員の人は各所属庁へ

健康手帳

老人保健法が適用されると、医療受給者証の入っている「健康手帳」が交付されます。これは老人保健による医療が受けられる「資格証明書」であるとともに、お医者さんにかかるたびに健康診査を受けたと

受診のとき

お医者さんにかかるときは、必ず「健康手帳」と医療保険の「被保険者証」を、窓口に掲示してください。このときには、次の一部負担金が必要です。■入院外(通院) 一つのお医者さんごとに、各

療養費

月の最初の診療日に四百円。ただし、総合病院の場合は診療科ごとに四百円。■入院 一日につき三百円を一月間。ただし、健康保険や共済組合の被保険者本人が入院した場合五十日間。なお、入院した場合の二か月間とは、入院した日の翌々月の、入院した日の前日までのことです。

問い合わせ

- 給付・資格市保険年金課
- 保険料の賦課市課税課
- 保険料の収納市納税課
- 老人保健市保険年金課(☎22-4111)へ

山口県職員採用試験(上級)

- 試験職種、採用予定人員 行政三十五人、土木五人、農業十人、農業土木二人、林業五人、衛生獣医三人、農業獣医二人、畜産一人、水産三人、機械一人、化学一人
- ※採用予定人員には、若干の増減があります。
- 申込期限 六月二十六日(当日消印有効)
- 第一次試験日・場所 七月二十日(日)午前十時～午後三時三十分、山口大学教養部、教育学部
- 受験手続き 受験申込書は県人事委員会事務局へ。郵便で請求する場合、七十円切手をはり郵便番号、あて先を明記した返信用封筒(定形)を同封してください。なお、受験申込書は、山口県税務所にもあります。
- 問い合わせ 受験資格など詳しくは県人事委員会事務局(〒753 滝町1-1)☎22-3111へ

第15回市民文化祭 美術部門発表会

- 期日 六月二十八日(土)午後五時～三十日(月)午前九時～午後五時
- 場所 市民会館小ホール・展示ホール
- 展示作品 日本画、洋画、書道、写真、染色、アートフラワー、編物など二百三十点

中原中也没後50年記念 第8回市民俳句大会

- 市俳句協会では、第八回市民俳句大会の作品を次により募集します。○作品 二句(当季雑詠で未発表のものに限る)
- 応募方法 七月二十日までにがきか投句用紙で、市中央公民館(中央二丁目)へ
- 資格 市民か市内に勤務している人及び市俳句協会加入者
- 会費 無料
- 入選発表 九月十三日(土)午後一時、県神社会館
- 問い合わせ 市中央公民館(☎22-0381)へ

心身障害児の療育相談会

- 日時 七月四日(金)午後一時～三時
- 場所 山口保健所
- 相談担当者 小児科、小児神経科、精神科の各医師など
- 持参するもの 母子手帳
- 対象 心身に障害を持つ乳幼児とその保護者
- 申し込み 六月二十三日までに市福祉課(☎22-4111)へ

宮野の川をきれいに する会表彰される

※なお、相談会当日は、時間の関係上予約制にさせていただきます。河川美化に努めている「宮野の川をきれいにする会」が河川功労者として日本河川協会から表彰されました。



健康コーナー

市民健康診断

- 日時 6月26日(木) 午後1時～3時
- 場所 市医師会健康管理センター (湯田温泉五丁目2-21 ☎22-6972)
- 診査項目 (40歳以上の人) 問診、身体計測、血圧、検尿、聴打診、心電図、貧血、コレステロール、肝機能、血糖 (40歳未満の人) 血圧、検尿、胸部間接撮影
- 料金 いずれも 600円

子宮がん検診

- 期日 6月30日(月)
- 場所 市児童文化センター (湯田温泉五丁目2-13)
- 受付時間 午後1時30分～2時
- 対象者 30歳以上の市民
- 料金 600円 (70歳以上の人および市民税非課税世帯の人は無料)
- 申し込み 市衛生課 (☎22-4111) へ 当日和服はご遠慮ください。また、申込者多数の場合は、締め切ることがあります。

胃がん検診

- 期日・場所 (7月1日) 陶公民館 (2日) 鑄銭司公民館
- 受付時間 午前8時30分～9時30分
- 対象者 40歳以上の人 (妊婦および胃の手術を受けている人は除きます)
- 料金 700円 (70歳以上および市民税非課税世帯の人は無料)
- 申し込み 市衛生課 (☎22-4111) へ。申込者多数の場合は、締め切ることがあります。
- 注意事項 検診者は、当日の朝食、たばこ、水、薬など一切口にしないこと

健康教育

- 期日・場所・内容・講師 (7月3日) 名田島公民館・「更年期について」・産婦人科医師 (4日) 鑄銭司公民館・「高血圧の予防」・内科医師 (8日) 二島公民館・「胃がんの予防」・内科医師
- 時間 午後1時30分～3時30分
- 受講料 無料
- 申し込み 6月30日までに、市衛生課 (☎22-4111) へ

市民プール(大内長野) 7月1日から泳げます



たくさんの人出でにぎわう市民プール

大内長野の市民プールの使用を次により開始します。

- 期間 7月1日(火) から8月31日(日) まで
- 休業日 (水の入替日) 7月11日・21日・31日・8月11日・21日・28日
- 時間 午前9時30分～正午、午後0時30分～午後3時、午後3時30分～午後6時
- 使用料 高校生以上 150円、中学生以下50円。団体使用の場合は、事前に市民運動広場管理事務所 (☎27-3429) へ
- ※注意事項 プール汚濁防止のためサンオイル等は使用しないこと。水泳帽は着用し、水泳着以外のものでもプールに入らないでください。また、安全遊泳のためプール監視員の指示には、必ず従ってください。

貧血教室

- 日程・時間 (7月1日) (8日) (14日) (24日) 時間はいずれも午後1時30分～3時30分
- 場所 しらさき会館 (堂の前町)
- 定員・受講料 30人・無料
- 内容 貧血と食事、貧血と生活など
- 申し込み 6月25日までに、市衛生課 (☎22-4111) へ。4回とも出席可能な人に限ります。



募集コーナー

県立美術館上級技術講座

- 洋画 7月22日～24日の3日間、7月25日～27日の3日間
- 版画 8月12日～14日の3日間
- 日本画 8月18日～20日の3日間
- 申し込み 午前9時30分～午後4時
- 会場 県立美術館講座室
- 募集人員 洋画40人、版画15人、日本画20人、(申し込み多数の場合、抽せんによって受講者を決めます)
- 応募締め切り 7月4日(金)
- 受講料 無料 (ただし材料費、モデル料等は受講者負担)
- 申込方法 官製往復はがきに、住所、氏名、年齢、職業、電話番号 (昼間の連絡先) 希望講座名、洋画のみ希望期間を記入のこと。
- 申し込みおよび問合せ先 県立美術館普及課 (亀山町3-1 ☎25-7788)

不燃物の収集日 出張所地区

- (7月) 1日嘉川、2日陶・鑄銭司、3日佐山、4日二島・名田島、9日大内、11日平川、15日小鏡、22日吉敷、23日仁保、25日宮野、30日大歳

あなたも育林に参加できます

- 山口営林署では、植林ずみの国有林に出資して、契約期間が終了ときに成木を販売して、一定の利益金を得る「分収育林」を次により募集します。
- 場所 徳地町大字三谷滑山国有林37林班の小班
- 面積・募集口数 8.94ha・24口
- 価格 一口当り50万円
- 募集期間 6月18日～7月31日
- 申し込み 山口営林署 (野田35-1 ☎22-0386) へ

山口文化バスの会 芸北の仏像と伝承を訪ねて

- 期日 7月13日(日)
- コース 市民会館小ホール入口 (午前7時30分出発) ～芸北民俗伝承館～古保利薬師～吉川元春居跡跡～三段峽～山口
- 募集人員 120人 (定員になり次第締め切ります)
- 会費 (昼食代を含む) 大人 6,000円、子供・身障者 5,000円
- 講師 郷土史家・内田伸氏
- 申し込み 6月30日までに、山口文化バスの会事務局 (市交通局内 ☎22-2555) へ

無料胸部レントゲン検診

次のとおり、レントゲン検診車が巡回します。都合のよい場所で受けてください。対象は15歳以上の市民です。ただし、学校・職場・病院などで定期検診を受ける人と妊婦を除きます。

陶地区		
月日	時間	場所
6月30日(月)	10:00～10:20	中河原 品川商店前
	10:30～11:00	糸根 糸根生活センター
	11:10～11:30	松尾 松尾潔宅前
	13:20～13:50	立石 岡本良一宅前
7月1日(火)	14:00～14:20	湯上 湯上中学校
	14:30～15:00	沖 沖会館
7月1日(火)	9:40～10:00	丸尾沖 丸尾更生会館
	10:10～10:30	丸尾北 隣保館

7月1日(火)	10:40～11:00	丸尾上 菊本商店前
	11:10～11:30	陶出張所
	13:20～13:40	郷上 津山信雄宅裏
7月2日(水)	13:50～14:10	西陶 西村吉之宅前
	鑄銭司地区	
	9:30～9:50	西浴 福田徳一宅前
	10:00～10:20	扇田 本廣正義宅前
	10:30～11:00	和西 和西会館前
	11:10～11:40	小森 創芸社前
	13:20～13:50	岡 宮崎精米所横
	14:00～14:30	南 久重智子宅前
	14:40～15:00	四辻 岡本商店前
	7月3日(木)	9:20～9:50
10:00～10:30		今宿 りがくえん
10:40～11:10		道の 道上会館前
11:20～11:50		大村 松原電機店前
13:20～13:40		鑄銭司出張所

7月3日(木)	13:50～14:20	鷹の子 鷹の子会館前
	14:30～14:50	河原 河原会館前
秋穂二島地区		
7月7日(月)	9:40～10:00	幸崎 正木道晴宅前
	10:10～10:30	小島 福岡正男宅前
	10:40～11:00	二島 二島消防倉庫前
	11:10～11:30	大里 公民館前
	13:20～13:50	仁光寺 公民館前
	14:00～14:20	幸田 開地雅宅横
	14:30～15:00	上田 公民館前
7月8日(火)	10:10～10:30	岩屋 赤瀬衛宅前
	10:40～11:00	長浜 長田ツヤ子商店横
	11:10～11:40	長浜 明代隆宅横空地
	11:45～12:00	納屋 徳光理容院前
	13:20～13:50	惣在所 公民館前
	14:00～14:30	南 公民館前
	14:40～15:00	秋穂二島出張所

訂正

6月1日号 5頁の市民短文芸大会俳句の記事中、下段3句目は次の句が欠落していました。
「散り尽すまでの余情や藤垂る」河村八重